

福祉保険制度の特長

福祉保険制度 全般

- 公立学校共済組合のスケールメリットを発揮した手頃な保険料
(保険料は加入者が指定した金融機関の口座から月額保険料の6ヵ月分を年2回(10月22日、4月22日<金融機関休業日の場合は翌営業になります>)自動振替により徴収します。)
- 簡単な告知(誓約告知)のみで手続きができる(診断書等の提出不要)
- ライフサイクルの変化に合わせ、年に一度(6～7月頃)加入内容の変更(脱退を含む)など更新手続きが出来る
- 公立学校共済組合の福利厚生制度のため、遺族が加入状況を知らない場合も共済組合の給付手続きと併せて確認するため請求漏れが防げる
- 退職(組合員資格喪失)後も継続が可能(傷病休職給付金を除く)
- 保険料の全額または一部は、控除限度額以内で所定の生命保険料控除の対象となる(税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となる場合があります。元気づくりサービスコースは対象外です。)

ファミリー年金

万一(死亡・高度障害)の場合の長期給付事業の補完

- 必要な保障額を過不足なく準備することができる
- 組合員本人が死亡した場合、基本の保障にプラスして残された子どもの育英資金、進学資金を確保することができる
- 所定の高度障害となった場合、本人に高度障害保険金が給付される
- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金として加入者に還付される(実質保険料負担の軽減)
※ファミリー年金は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお支払いする仕組みとなっています。配当率はお支払い時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません

傷病休職給付金

病気やけがで休職した場合の収入減を補完

- 所定の精神障害による休職も補償の対象
- 補償期間は最長3年間

入院費用給付金

病気やけがで入院したときの医療費自己負担の補完

- 日帰り入院(注)も対象
(注)「日帰り入院」とは入院日と退院日が同一の入院で、かつ入院料等が算定された入院をいいます。病院による入院の証明にもとづきお支払いします(外来での治療は「日帰り入院」に該当しません)。
- 入院費用の3割自己負担のうちの自己負担限度額を補完(自己負担限度額を超える部分は共済組合負担)
- オプションで女性疾病に備えることもできる

特定疾病給付金

三大疾病時の保障

- 年金形式で給付を受けることで、長期間の闘病資金を確保
- 特約を付加することで4疾病(重度の高血圧性疾患、慢性腎不全、重度の糖尿病、肝硬変)や上皮内新生物に備えることもできる

重要

まず、この資料をご一読ください

令和3年度

福祉保険制度

早わかりガイド

新たに組合員になられた皆さまへ

約100,000人*が加入する福祉保険制度をご存知ですか?
新たに組合員になったあなたへの、最初のご案内です。ぜひ積極的にご加入ください。

*令和2年11月1日現在。組合員と退職者及びそのご家族の合計

福祉保険制度について

福祉保険制度を動画でご案内
今すぐチェック!!



公立学校共済組合

安心とやすらぎのある生活のために

【共済組合の事業】

長期給付事業
(年金) **補完**

短期給付事業
(健康保険) **補完**

福祉事業
(福利厚生) **補完**

さらなる安心のために

【福祉保険制度】

長期給付事業の補完
ファミリー年金

病気やけがで休職した場合の収入減を補完
傷病休職給付金

病気やけがで入院したときの医療費の補完
入院費用給付金

三大疾病への備え
特定疾病給付金
①三大疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)(主契約)
②7大疾病保障特約、③がん・上皮内新生物保障特約

健康の増進・生活習慣病の予防
元気づくりサービスコース

おすすめプラン 月額概算保険料

(新基本プラン)
男性: 775円
女性: 619円
※保険年齢23歳の場合

(Zコース)
男性: 186円
女性: 107円
※満年齢23歳の場合

(Aコース)
男性: 450円
女性: 450円
※保険年齢23歳の場合

(5万円プラン)
男性: 327円
(内訳)①227円
②84円
③16円
女性: 286円
(内訳)①166円
②90円
③30円
※保険年齢23歳の場合

サービス運営費
200円

申込締切日

同封の申込書(手続き)を
ご覧ください。

責任開始期

令和3年11月1日



保険年齢23歳(一部満年齢)の場合、
月額 男性1,938円、女性1,662円で、
おすすめプランに加入することが出来るよ!

昨年新規で
加入した人のうち、
約55%がおすすめプラン
を選択!!
(令和2年度4月早期募集時)

ご存知ですか？公立学校共済組合

公立学校共済組合は、未来を支える長期給付事業(公的年金)とあなたの健康を支える短期給付事業(健康保険)を運営しています。
「福祉保険制度」は、長期給付事業、短期給付事業で不足する給付を補うために、公立学校共済組合が組合員専用につけた福利厚生制度です。

共済組合の掛金と各種事業について

ご自身の給与支給明細
を見てみましょう



給与支給明細書		支給日 令和3年●月●日	
【支給】		【控除】	
給料	*****	共済短期掛金	
扶養手当	*****	介護掛金	
地域手当	*****	厚生年金保険料	*****
住居手当	*****	退職等年金分掛金	*****
通勤手当	*****	互助会費	*****
単身赴任手当	*****	所得税	*****
教員特別手当	*****	住民税	*****
管理職手当	*****	財形貯蓄	*****
初任給調整手当	*****	共済貸付金	*****
休日勤務手当	*****	公宅料	*****
夜間勤務手当	*****	その他控除	*****
その他	*****		
支給合計額			
控除合計額			
差引支給額			

この給与支給明細書はサンプルです。

共済組合の各事業

長期給付事業

組合員が一定の年齢に達したとき又は退職した場合・一定の障害状態になった場合・死亡した場合に年金等の給付を行う事業です。

老齢厚生年金	障害厚生年金	遺族厚生年金
組合員の退職後の所得保障のために支給される年金	組合員が一定の障害状態になった場合に支給される年金	組合員が死亡した場合の年金

等

短期給付事業

組合員や被扶養者の病気、負傷、出産、死亡、休業、災害等に対して給付を行う事業です。

保健給付	休業給付	災害給付
組合員又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡等に対する給付	組合員が、病気若しくは負傷により休業した場合に生じる、所得保障のための給付	組合員又はその被扶養者の水震火災その他の非常災害に対する給付

福祉事業

健康の保持増進等組合員の福祉の向上に資することを目的とした事業です。

保健事業	貸付事業
組合員およびその被扶養者の心身両面にわたる健康の増進や元氣回復等に資することを目的とした各種事業	宿泊事業
福祉保険制度	医療事業
長期給付および短期給付事業の各種給付を補完するための給付を行うための制度です。	

等

福祉保険制度は、公立学校共済組合の福祉事業の一つとして運営されています。


先輩にきいてみた

公立学校共済組合・福祉保険制度が


選ばれる理由

すでに福祉保険制度にご加入いただいている令和2年度採用の先生方から、当制度に対する声を集めました！


福祉保険制度に加入した理由 ベスト3

- 

公立学校共済組合が運営しているので安心

公立学校共済組合が福利厚生制度として導入しているので安心感があります。
- 

保険料がお手頃

加入者約100,000人※のスケールメリットが発揮されているのでおサイフにもやさしい保険料です。
※令和2年11月1日現在。組合員と退職者及びそのご家族の合計
- 

保障内容が魅力的

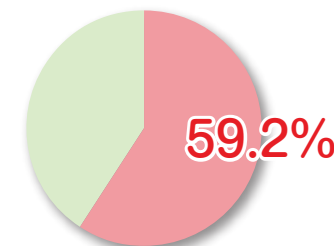
万一の保障から、入院、がん等の特定疾病、病気やケガで働けなくなった時の保障までひととおりカバーされているので、安心です。

その他の声

社会人になったから 両親にすすめられたから 等

Q.1 社会人になったらどれぐらいの人が保険に加入するのだろう？

A.1



Q.2 保険料はどれぐらい払っているのだろう？

A.2

平均130,000円(年間)

20代の平均年間保険料(個人年金含む)は130,000円、月約10,800円といわれています。

出典元：生命保険文化センター「令和元年度 生活保障に関する調査」

共済組合の事業と 福祉保険制度の概要

共済組合の事業

長期給付事業
(年金)

「福祉保険制度」は共済組合の事業を補完する制度です。

短期給付事業
(健康保険)

福祉事業
(福利厚生)

福祉保険制度の概要

制度名	制度の趣旨	加入対象者	継続可能年齢(注1)	加入資格	福祉保険制度 早わかりガイド 掲載ページ
ファミリー年金	<p>死亡・高度障害時の保障</p> <p>在職中に死亡した場合、老齢厚生年金の約3/4が遺族厚生年金の水準とされています。</p> <p>加入すると、差額の約1/4相当額を補完することができます。</p> <p>ファミリー年金のしくみ</p> <p>この制度は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には配当金として加入者に還付されます。</p> <p>令和元年度の配当率 約40.52%</p> <p>※配当率は、今後変動することがありますので記載の配当金額は将来のお支払いを約束するものではありません。 ※配当率は、お支払時期の前年度決算により決定します。将来のお支払いする配当金額は現時点では確定していません。 (傷病休職給付金、入院費用給付金、特定疾病給付金、元気づくりサービスコースに配当金はありません。)</p>	本人 配偶者	84歳	<p><本人> 組合員本人で申込書記載の告知内容に該当し、令和3年11月1日現在満14歳6か月を超え、満84歳6か月までの方。 遺児育英給付金ご加入に際しては、本人について告知ください。 ※申込時および加入日(令和3年11月1日)時点で組合員である必要があります。</p> <p><配偶者> 本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、令和3年11月1日現在満15歳6か月を超え、満84歳6か月までの方。</p>	P.5~6
傷病休職給付金	<p>休職した時の補償</p> <p>加入すると、減少してしまう収入を保険金の支払いによって補完することができます。(免責90日)</p> <p>傷病休職給付金</p> <p>収入 病気休暇(有給) 90日※1 休職(有給) 1年※1 傷病手当金※2 1年6ヵ月 傷病手当金附加金※2 6ヵ月</p> <p>加入すると、減少してしまう収入を保険金の支払いによって補完することができます。</p> <p>※1 各都道府県により条件が異なる場合があります。 ※2 傷病手当金支給額=標準報酬月額×2/3</p> <p><Zコース> 保険金月額 5万円 × 最長 3年</p>	本人	69歳	<p><本人> ファミリー年金に加入している(今回加入する場合を含みます。) 公立学校共済組合の組合員で、申込書記載の告知内容に該当し、令和3年11月1日現在満15歳から満69歳までの方(昭和26年11月2日生まれまでの方) ※申込時および加入日(令和3年11月1日)時点で組合員である必要があります。</p>	P.7
入院費用給付金	<p>病気になった時の保障</p> <p>加入すると、病気やケガで入院した時の自己負担限度額2.5万円を補完することができます。</p> <p>入院費用給付金</p> <p>入院時にかかった費用 ↑ 共済組合から給付 ↓</p> <p>一部負担金払戻金 法定給付(7割)</p> <p><Aコース> 入院支援保険金 1月(注)につき 2.5万円 入院初期費用保険金 1回の入院につき 3万円</p> <p>(注)入院日数30日ごとに1月として計算し、30日未満の端日数については切り上げて1月とします。 ※法定給付・附加給付とは連動しません。</p>	本人 配偶者 子ども	75歳	<p><本人> ファミリー年金に加入している(今回加入する場合を含みます。) 公立学校共済組合の組合員で、申込書記載の告知内容に該当し、令和3年11月1日現在満15歳6か月を超え、満65歳6か月までの方(昭和31年5月2日以降に生まれた方) ※ただし満75歳6か月までは継続加入が可能です。 ※申込時および加入日(令和3年11月1日)時点で組合員である必要があります。</p> <p><配偶者> 本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、令和3年11月1日現在満15歳6か月を超え、満65歳6か月までの方(昭和31年5月2日以降に生まれた方) ※ただし満75歳6か月までは継続加入が可能です。</p> <p><子ども> 本人の子どもで申込書記載の告知内容に該当し、令和3年11月1日現在、満0歳から満22歳6か月までの方(平成11年5月2日以降に生まれた方)</p>	P.8
特定疾病給付金	<p>加入すると、悪性新生物(がん)をはじめとする記載の病気に対する闘病資金を確保することができます。</p> <p>7大疾病+上皮内新生物</p> <p>三大疾病(または死亡・高度障害) 悪性新生物(がん) 急性心筋梗塞 脳卒中</p> <p>4疾病+上皮内新生物 重度の高血圧性疾患(高血圧性網膜症) 慢性腎不全 重度の糖尿病 肝硬変 上皮内新生物</p> <p><5万円プラン> 主契約 月額約 5万円 × 2年間 (年金原資 120万円) 7大疾病保障特約 60万円 がん・上皮内新生物保障特約 12万円</p> <p>※年金額は「年金保険」ご契約時点の保険料率により計算されますので、記載の年金額は現時点では確定された金額ではありません。</p>	本人 配偶者	75歳	<p><本人> ファミリー年金に加入している(今回加入する場合を含みます。) 組合員で、申込書記載の告知内容に該当し、令和3年11月1日現在満15歳6か月を超え、満65歳6か月までの方(昭和31年5月2日以降に生まれた方) ※ただし満75歳6か月までは継続加入が可能です。 ※申込時および加入日(令和3年11月1日)時点で組合員である必要があります。</p> <p><配偶者> 本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、令和3年11月1日現在満15歳6か月を超え、満65歳6か月までの方(昭和31年5月2日以降に生まれた方) ※ただし満75歳6か月までは継続加入が可能です。</p>	P.9
元気づくりサービスコース	<p>健康増進</p> <p>健康相談 健康・育児・介護の相談 心身の健康・育児・介護などの不安に対する電話相談</p> <p>情報誌 健康情報誌「元気」 健康に関する幅広い情報を年3回送付</p> <p>宿泊割引 「やすらぎの宿」割引利用サービス 全国の「公立共済やすらぎの宿」の宿泊施設やレストランをお得にご利用いただけるサービスです。</p> <p>6,000円分(注2)のクーポンをお届けします! 1,000円 2,000円</p> <p>月額保険料 200円</p> <p>(注2)クーポンの金額は更新日(令和3年11月1日)発行予定のものです。</p>	本人	84歳	<p><本人> 「ファミリー年金」に加入している組合員本人 なお、「元気づくりサービスコース」のみの加入はできません。必ず「ファミリー年金」とセットで加入してください。 ※申込時および加入日(令和3年11月1日)時点で組合員である必要があります。</p>	P.10

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(ただし、傷病休職給付金は満年齢です。)

(注1) 退職(組合員資格喪失)後も、退職時点の金額以下で継続可能年齢まで継続することができます。ただし、傷病休職給付金は退職日の属する月の末日で脱退となります。



ファミリー年金 万一(死亡・高度障害)の場合の長期給付事業の補完

パンフレットの掲載はP3~P6

制度の趣旨

長期給付事業(年金)

共済組合では、各種年金の給付事業を行っています。

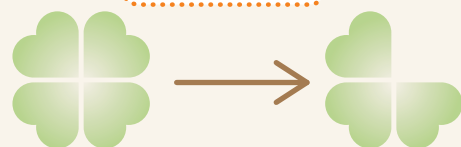
老齢厚生年金

障害厚生年金

遺族厚生年金

老齢厚生年金の約3/4の水準の遺族厚生年金が支給されますが、約1/4相当額の差額が生じることになります。

組合員が万一死亡した場合



「ファミリー年金」加入の場合

ファミリー年金「新基本プラン」

「ファミリー年金」が差額の約1/4相当額を補完します。

さらに

「ファミリー年金」は、高度障害の場合、加入者本人に高度障害保険金が給付されます。

※1 所定の高度障害状態となった場合、高度障害保険金がお支払いされます。

※2 高度障害保険金は、一時金での受け取りとなる場合があります。

※平成27年10月以降、共済年金は厚生年金に統一されています。

保障内容

【新基本プラン】老齢厚生年金と遺族厚生年金の差額(約1/4相当額)に当たる部分の保険金を年金形式でお支払いすることにより「長期間」「確実に」補完します。

「新基本プラン」の給付イメージ(15歳以上35歳以下の場合)

初年度年金年額
約22.5万円

最終年度年金年額約38.7万円

年金支給総額
約765万円
(年金原資680万円)

年金支給期間25年

※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。
実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
(例) 保険年齢40歳=令和3年11月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

【死亡給付金】その他の制度に加入される際に、死亡保障を極力抑えたいという方におすすめです。

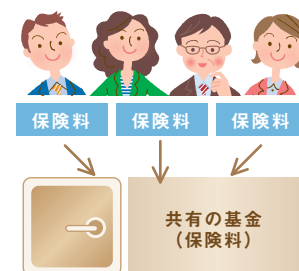
死亡・高度障害保険金 3万円

※保険料はパンフレットをご覧ください。

制度のしくみ

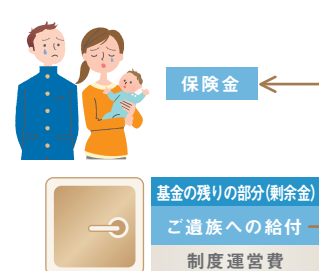
1

加入者より保険料を集めて、共有の大きな基金をつくります。



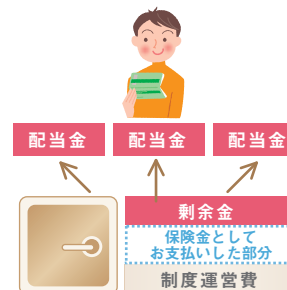
2

加入者中のご不幸(死亡)にあわれた方の遺族を支援するための給付を行います。



3

1年経過して残った基金(剰余金)については、配当金として加入者に返戻します。



《参考》この制度は1年ごと収支計算を行い、剰余金が生じた場合には配当金として加入者に還付しています。

令和元年度の配当率

約40.52%を還付

・配当率は、今後変動することがありますので記載の配当金額は将来のお支払いを約束するものではありません。
・配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。
(傷病休職給付金、入院費用給付金、特定疾病給付金、元気づくりサービスコースに配当金はありません。)

※配当金は新基本プラン、基本加入、2倍プラン、3倍プランに加入の場合は、「毎年受取型」か「毎年積立型」のいずれかを選択できます。ただし、「毎年受取型」を選択した方が「毎年積立型」へ変更することはできません。死亡給付金(3万円)に新規加入の場合は自動的に「毎年積立型」になります。
※配当金は100円未満切捨てとなります。「毎年積立型」の場合、配当金は引受保険会社所定の利率(この利率は金利水準等の状況変化により変動することがあります)で積み立てておき、保険金支払時または脱退時に契約者へお支払いします。
※適用される引受保険会社(事務幹事会社)の利率についてはホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp>)でご確認ください。

取扱コース一覧

本人		配偶者	+ 遺児育英給付金 組合員死亡時に、予め指定したこどもに対して「育英資金(年金)」と「進学資金(一時金)」を支給し、残されたこどもの成長を支援します。
新基本プラン 既加入者のみ 取扱コース	死亡給付金 基本加入・2倍プラン・3倍プラン	配偶者コース 本人の死亡給付金以外の 加入が必要です。	

※基本加入・2倍プラン・3倍プランの新規加入は停止となり、現在ご加入の方のみの取扱となります。

傷病休職給付金

病気やけがで休職した場合の収入減を補完

パンフレットの掲載はP7~P8

病気やけがで長期間働けなくなった場合

※1 各都道府県により条件が異なる場合があります。
 ※2 傷病手当金支給額=標準報酬月額×2/3

各種の給付が行われるものの、収入は減少することになります。



各年代ごとの所得減少額

■毎月の不足する収入額

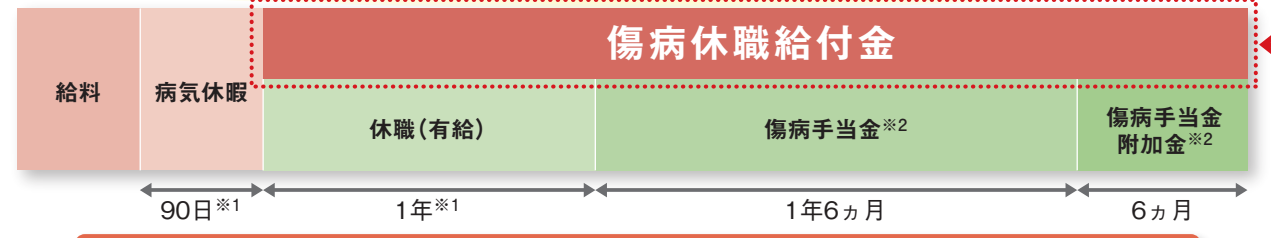
年齢区分	①平均給料額	標準報酬月額	②傷病手当金支給額 【標準報酬月額×2/3】	③所得喪失額 【①-②】	必要補償額
15~24歳	注① 約28.8万円	注① 約36.4万円	注① 約24.3万円	約4.5万円	5.0万円
25~29歳					
30~34歳	約35.6万円	約42.5万円	約28.3万円	約7.3万円	7.0万円
35~39歳					
40~44歳	約42.6万円	約51.4万円	約34.3万円	約8.3万円	8.0万円
45~49歳					
50~54歳					
55歳~					

※平均給料額は「H26年度 地方公務員給与の実態」から抜粋
 ※上記①平均給料額には期末勤勉手当および交通費等の手当は含まれません。
 注① 29歳での数値
 ※本制度の契約者は団体(公立学校共済組合)であり、ご加入者の皆さまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体(公立学校共済組合)との取り決めにより一部お取り扱いできない事項があります。
 【お取り扱いできない事項の例】
 ●保険期間の変更
 ●保険料の払込方法の変更 など

傷病休職給付金に加入している場合

※1 各都道府県により条件が異なる場合があります。
 ※2 傷病手当金支給額=標準報酬月額×2/3

減少してしまう収入を保険金が支払われることにより補完することができます。(免責90日)



病気やけがによる休職90日(免責期間)を超えて就業障害が継続した場合、**最長3年、各年代に応じた保険金月額(注1)を支給します。**
※所定の精神障害による休職についても、最長3年補償します。

(注1) ●各年代における保険金月額は、12ページを参照ください。(月額最高5万円・7万円・8万円)
 ●支給金額について: 保険金月額×所得喪失率が支給となります。
 免責期間終了後に業務に復帰して得られた各月の所得の額
 ※所得喪失率とは: 1 - (免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額 / 病気やけがにより全く就業できない場合は有給、無給を問わず100%とします。)

傷病休職給付金の加入に際しては、ファミリー年金(※)の加入が必要です。

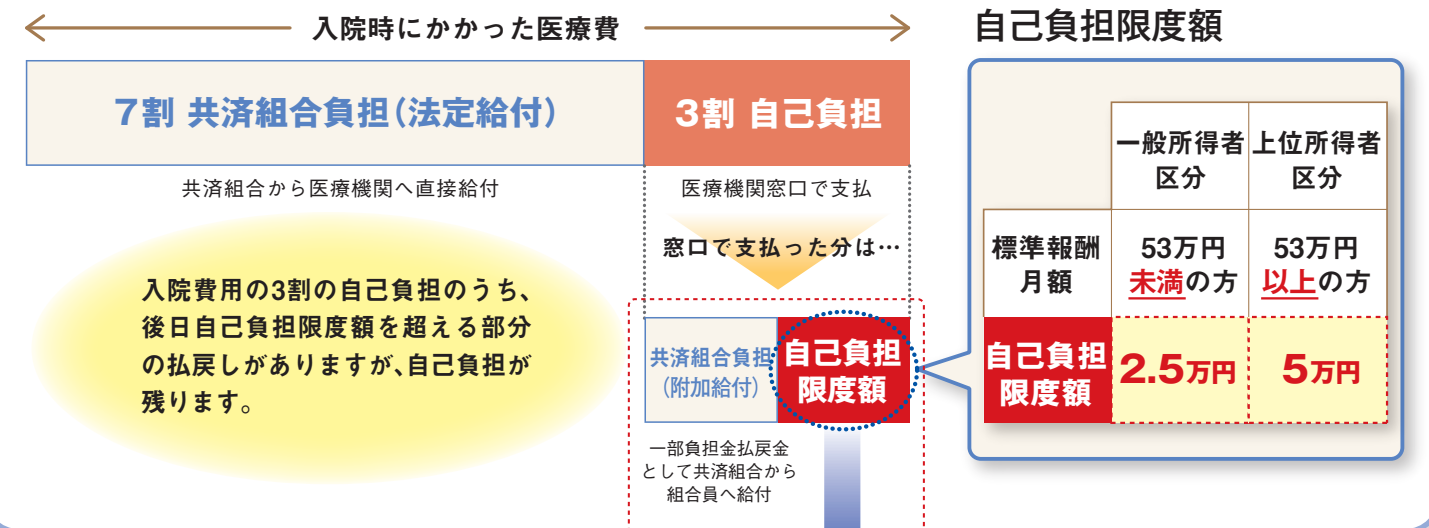
※死亡保障を極力抑え、保険料をお手頃にしたプラン[死亡給付金]があります。5ページを参照ください。

入院費用給付金

病気やけがで入院したときの医療費自己負担の補完

パンフレットの掲載はP9~P10

病気やけがで入院した場合



入院費用給付金は、入院時の医療費自己負担限度額を補完するための制度です。

保障内容

入院費用給付金により、自己負担限度額を補うことができます。

	Aコース (入院支援保険金2.5万円)	Bコース (入院支援保険金5万円)
疾病、傷害入院支援保険金	1月※につき 2.5万円 (1入院13月、通算34月まで給付)	1月※につき 5万円 (1入院13月、通算34月まで給付)
疾病、傷害入院初期費用保険金	1回の入院につき 3万円 (1入院1回、通算15回まで給付)	1回の入院につき 3万円 (1入院1回、通算15回まで給付)

※入院日数30日を1月とし、30日未満の端日数については切り上げて1月とします。

オプション 女性疾病給付金 女性疾病による、入院・手術・形成術等をカバーします。
 ※保障内容・保険料等の詳細はパンフレットをご覧ください。

入院費用給付金の加入に際しては、ファミリー年金(※)の加入が必要です。

※死亡保障を極力抑え、保険料をお手頃にしたプラン[死亡給付金]があります。5ページを参照ください。

特定疾病給付金に加入している場合

- 所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき
- 急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になられたとき
- 急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき

加入のコースにより

約5万円 (年金原資 120万円) 約10万円 (年金原資 240万円) 約15万円 (年金原資 360万円)

いずれかの給付金月額を **2年間** 受け取れます。

※年金額は「年金保険」ご契約時点の保険料率により計算されますので、記載の年金額は現時点では確定された金額ではありません。

- 死亡・所定の高度障害の場合には死亡・高度障害保険金が一時金（加入プランに応じて120万円、240万円、360万円）として受け取れます。
- 余命6ヵ月以内と判断されるとき主契約の死亡保険金の前払請求ができます。（リビング・ニーズ特約）
※ただし、特定疾病給付金と死亡・高度障害保険金は重複して支払われません。

【加入対象区分：本人・配偶者】

保障区分	保障内容	申込プラン		
		5万円プラン	10万円プラン	15万円プラン
主契約	○所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になられたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき 特定疾病保険金（※1）	月額約5万円 2年間受け取り (年金原資120万円)	月額約10万円 2年間受け取り (年金原資240万円)	月額約15万円 2年間受け取り (年金原資360万円)
	○死亡・所定の高度障害状態のとき 死亡・高度障害保険金（※1）	120万円	240万円	360万円
7大疾病保障特約	○所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変を発病して、所定の状態になられたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき 7大疾病保険金（※2）	60万円	120万円	180万円
がん・上皮内新生物保障特約	○所定の悪性新生物（がん）・上皮内新生物と診断確定されたとき がん・上皮内新生物保険金（※2）	12万円	24万円	36万円

（※1）特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。
（※2）7大疾病保険金は主契約保険金の5割、がん・上皮内新生物保険金は主契約保険金の1割となります。

◎保険金ごとの保障イメージ<5万円プラン（年金原資120万円）に加入の場合>

保険金種類	お支払事由					
	死亡・高度障害	3大疾病（特定疾病）			その他の4疾病	上皮内新生物
主契約 特定疾病保険金 死亡・高度障害保険金	一時金 120万円	悪性新生物（がん） ^(※)	急性心筋梗塞	脳卒中	重度の糖尿病 慢性腎不全 重度の高血圧性疾患 肝硬変	
特約 7大疾病保険金		お支払事由のいずれかに該当で 60万円				
特約 がん・上皮内新生物保険金		お支払事由のいずれかに該当で 12万円				
お支払事由ごとの保険金額合計	120万円	192万円	180万円	60万円	12万円	

（※）「特定疾病保険金」および「7大疾病保険金」の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みません。「がん・上皮内新生物保険金」の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんも含まれます。

7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約に関する注意事項

- 7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金のお支払いは、それぞれ1回のみです。
- 7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約は、それぞれ7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金が支払われた場合に消滅します。
- 特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金のいずれかが支払われた場合、主契約である無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）は消滅します。この場合、同時に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約も消滅します。

特定疾病給付金の加入に際しては、ファミリー年金^(※)の加入が必要です。

※死亡保障を極力抑え、保険料をお手頃にしたプラン〔死亡給付金〕があります。5ページを参照ください。

元気づくりサービスコースとは

「元気づくりサービスコース」は、「福祉保険制度」のメニューのひとつで、組合員と家族の皆さまの健康に対する意識を高め、一層の健康増進や生活習慣病予防をサポートするサービスです。

サービス例① 元気応援サイト（ヘルシーファミリー倶楽部）

最新の健康情報から、病院・病気・薬の検索まで、健康に関するあらゆる情報を提供するWEBサービスです。「食事療法・レシピ」「健康法・ダイエット」「女性の病気」など健康関連書籍を中心に100冊以上が無料で読み放題の「電子図書館」などがご利用いただけます。



サービス例② 元気づくり医療電話相談（テレセカンド[®]）

病院に受診することなく、名医^(*)による電話相談を受けることができるサービスです。セカンドオピニオンの必要性、治療法や診断についての疑問にお答えいたします。
※対象疾患と診断されていることが必要です。
※相談時間は約20分です。
*名医とは専門医同士の相互評価に基づいて選ばれた優秀な専門医を指します。
Best Doctors[®] およびテレセカンドはBest Doctors, Inc.の商標です

【対象疾患】

① 広義のがん（ただし良性脳腫瘍を含む）	② 心臓疾患	③ 脳動脈瘤
④ 膠原病	⑤ 特定疾患（国の難治性疾患克服研究事業の調査研究対象疾患の一部）	⑥ 肝臓病の一部
⑦ 眼科疾患の一部	⑧ 整形外科疾患の一部	⑨ 婦人科疾患の一部（不妊治療は除く）

※②③⑥～⑨は原則、手術を必要とするもの

サービス例③ 「やすらぎの宿」割引利用サービス（年間6,000円）

全国の「公立共済やすらぎの宿」での宿泊・食事をお得にご利用いただけるサービスです。平日・休日に関わらず「元気クーポン」1枚で額面の割引が受けられます。
（注）クーポンの金額は更新日（令和3年11月1日）発行予定のものです。



※本ページ記載のサービス内容は一例です。その他のサービス内容についてはパンフレットをご確認ください。

サービス運営費 月額 **200円**

元気づくりサービスコースの加入に際しては、ファミリー年金^(※)の加入が必要です。

※死亡保障を極力抑え、保険料をお手頃にしたプラン〔死亡給付金〕があります。5ページを参照ください。

「福祉保険制度」 月額保険料(概算)

※記載の年齢以外の保険料についてはパンフレットをご参照ください。

ファミリー年金

◆ 申込プランと月額保険料(概算)

年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
(例) 保険年齢40歳=令和3年11月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

【本人】* 令和3年11月1日時点の保険年齢

※月額保険料の〔 〕内は6ヵ月分の概算保険料で、年2回徴収します。

区分	年齢(保険年齢)*	代表年齢	死亡・高度障害のとき 死亡・高度障害保険金 (年金原資)(万円)	初年度年金年額 (万円)	最終年度年金年額 (万円)	年金支給期間 (年)	年金支給総額 (万円)	月額保険料(概算)	
								男性(円)	女性(円)
1	15~35歳(S61.5.2~H19.5.1)	40歳	680	約 22.5	約 38.7	25	約 765	775 [4,650]	619 [3,714]
	1,129 [6,774]							1,047 [6,282]	

◆ 死亡給付金

区分	年齢(保険年齢)*	死亡・高度障害のとき 死亡・高度障害保険金 (万円)	月額保険料(概算)	
			男性(円)	女性(円)
1	15~35歳(S61.5.2~H19.5.1)	3	3 [18]	3 [18]
	36~40歳(S56.5.2~S61.5.1)		5 [30]	5 [30]

※記載の保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算致します。
※いずれか一種類を選んでください。
※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。
実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
※年金原資とは死亡・高度障害保険金を一時金により受け取る場合の額です。
※新基本プランは単独加入できませんが、死亡給付金の単独加入はできません。
※この制度は年齢により保険金額が自動的に増減することがあります。
本人の保険金額が配偶者の保険金額未満となった場合は自動的に配偶者を本人の保険金額以下に減額、または脱退とさせていただきます。
※記載の保険料は令和2年11月1日更新時に適用している優良割引率で計算しています。なお、今後の本人の加入者数や、保険金(給付金)のお支払状況の増減等により適用する優良割引率が変更もしくは廃止となる場合があります。

【配偶者】* 令和3年11月1日時点の保険年齢

※月額保険料の〔 〕内は6ヵ月分の概算保険料で、年2回徴収します。

区分	年齢(保険年齢)*	死亡・高度障害のとき 死亡・高度障害保険金 (年金原資)(万円)	初年度年金年額 (万円)	最終年度年金年額 (万円)	年金支給期間 (年)	年金支給総額 (万円)	月額保険料(概算)	
							男性(円)	女性(円)
1	16~35歳(S61.5.2~H18.5.1)	240	約 77.6	約 82.3	3	約 240	274 [1,644]	218 [1,308]
	398 [2,388]						370 [2,220]	

◆ 遺児育英給付金(ファミリー年金)

年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
(例) 保険年齢40歳=令和3年11月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

- 組合員が死亡した場合、死亡保険金(年金原資)を指定した受取人(子ども)が年金として受取る制度です。(残された子どもの育英資金を確保し、あわせて進学資金として一時金を支給することにより、子どもの成長を支援します。)
- 遺児育英給付金の加入は、新基本プラン、基本加入、2倍プラン又は3倍プランのいずれかの加入が必要です。遺児育英給付金のみ加入はできません。

【子どもが13歳の場合のお支払例】
● 育英資金として: 初年度年額 約20.5万円を9年間にわたって支給します。
● 進学資金として: 一時金で220万円支給します。

就学区分	幼児												小学校						中学校						高校						大学										
	本人死亡時の子どもの年齢(歳)												0						1						2						3						4				
保障内容	育英資金																																								
	初年度年金年額 約 20万円(約19.9万円~20.8万円)																																								
年金支給期間(年)																																									
22 21 20 19 18 17 16 15 14 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4																																									
進学資金																																									
一時金(死亡保険金)(万円)																																									
- 16 32 48 63 80 97 114 131 148 166 184 202 220 239 258 277 297 317 400																																									

■ 子ども一人当たりの月額保険料(概算) ※月額保険料の〔 〕内は6ヵ月分の概算保険料で、年2回徴収します。

区分	組合員の年齢(保険年齢)*	死亡・高度障害のとき 死亡・高度障害保険金 (年金原資)(万円)	月額保険料(概算)	
			男性(円)	女性(円)
1	15~35歳(S61.5.2~H19.5.1)	400	456 [2,736]	364 [2,184]
	36~40歳(S56.5.2~S61.5.1)		664 [3,984]	616 [3,696]

※記載の保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算致します。
※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。
実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
※年金原資は400万円です。
※記載の保険料は令和2年11月1日更新時に適用している優良割引率で計算しています。なお、今後の本人の加入者数や、保険金(給付金)のお支払状況の増減等により適用する優良割引率が変更もしくは廃止となる場合があります。

傷病休職給付金

◆ 補償内容と月額保険料(概算)

※月額保険料の〔 〕内は6ヵ月分の概算保険料で、年2回徴収します。

年齢区分	保険金月額(Zコース)	免責期間	補償対象期間	男性(円)	女性(円)
15歳~24歳(H 8.11.2~H18.11.1)	5.0万円	90日	3年	186 [1,116]	107 [642]
25歳~29歳(H 3.11.2~H 8.11.1)				193 [1,158]	134 [804]
30歳~34歳(S61.11.2~H 3.11.1)	7.0万円	90日	3年	298 [1,788]	260 [1,560]
35歳~39歳(S56.11.2~S61.11.1)				380 [2,280]	402 [2,412]

(注1) ● 各年代における保険金月額は、上表のとおりです。(月額最高5万円・7万円・8万円)
● 支給金額(保険金月額×所得喪失率)が支給となります。

※所得喪失率とは: $1 - \frac{\text{免責期間終了後に業務に復帰して得られた各月の所得の額}}{\text{免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}}$ のことをいいます。
病気やケガにより全く就業できない場合は有給、無給を問わず100%とします。

- * 年齢は令和3年11月1日現在の満年齢です。
 - * 保険料は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
 - * 記載の保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。
 - * 本制度の契約者は団体(公立学校共済組合)であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体(公立学校共済組合)との取り決めにより一部お取扱いできない事項があります。
- 【お取扱いできない事項の例】
- 保険期間の変更
 - 保険料の払込方法の変更 など

入院費用給付金

◆ 月額保険料(概算)

【本人】【配偶者】【子ども】 * 令和3年11月1日時点の保険年齢
※〔 〕内は6ヵ月分の概算保険料で、年2回徴収します。

年齢(歳)*	Aコース (入院支援保険金2.5万円)	Bコース (入院支援保険金5万円)
	月額保険料(男女共通)(円)	月額保険料(男女共通)(円)
0~15 (H18.5.2~R 3.11.1)	240 [1,440]	350 [2,100]
16~20 (H13.5.2~H18.5.1)	270 [1,620]	410 [2,460]
21~25 (H 8.5.2~H13.5.1)	450 [2,700]	670 [4,020]
26~30 (H 3.5.2~H 8.5.1)	530 [3,180]	810 [4,860]
31~35 (S61.5.2~H 3.5.1)	500 [3,000]	760 [4,560]
36~40 (S56.5.2~S61.5.1)	470 [2,820]	730 [4,380]

子どもは、令和3年11月1日現在、満0歳から満22歳6ヵ月までの方(平成11年5月2日以降に生まれた方)が加入できます。

※保険料は年齢により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
(例) 保険年齢30歳=令和3年11月1日現在満29歳6ヵ月を超え満30歳6ヵ月まで
※記載の保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。
※A、Bコースとして管理されます。
※本制度のご契約者は団体(公立学校共済組合)であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体(公立学校共済組合)との取り決めにより一部お取扱いできない事項があります。
【お取扱いできない事項の例】 ● 保険期間中のコース変更(保険金額の増額・減額等)
● 保険期間の変更 ● 保険料の払込方法の変更 など

「福祉保険制度」 月額保険料(概算)

※記載の年齢以外の保険料についてはパンフレットをご参照ください。

入院費用給付金

月額保険料(概算)

女性疾病給付金

オプション

※令和3年11月1日時点の保険年齢
※月額保険料の()内は6ヵ月分の概算保険料で、年2回徴収します。

<A1、B1コース>

本人・配偶者	
年齢(歳)*	月額保険料(円)
16~20 (H13.5.2~H18.5.1)	190 [1,140]
21~25 (H 8.5.2~H13.5.1)	220 [1,320]
26~30 (H 3.5.2~H 8.5.1)	310 [1,860]
31~35 (S61.5.2~H 3.5.1)	270 [1,620]
36~40 (S56.5.2~S61.5.1)	290 [1,740]

※保険料は年齢により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢30歳=令和3年11月1日現在満29歳6ヵ月を超え満30歳6ヵ月まで
※記載の保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。
※A1、B1コースとして管理されます。
※本制度のご契約者は団体(公立学校共済組合)であり、ご加入者の皆さまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体(公立学校共済組合)との取り決めにより一部お取り扱いできない事項があります。
【お取り扱いできない事項の例】 ●保険期間中のコース変更(保険金額の増額・減額等) ●保険期間の変更 ●保険料の払込方法の変更 など

特定疾病給付金

申込プランと月額保険料

【本人】【配偶者】 * 令和3年11月1日時点の保険年齢 (保険期間1年、集団扱月払) ※月額保険料の()内は6ヵ月分の保険料で、年2回徴収します。

5万円プラン 月額約5万円を2年間受け取る 保険金額(年金原資)120万円

年齢(歳)*	男性(円)				女性(円)			
	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計保険料	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計保険料
16~20 (H13.5.2~H18.5.1)	166 [996]	78 [468]	16 [96]	260 [1,560]	136 [816]	78 [468]	18 [108]	232 [1,392]
21~25 (H 8.5.2~H13.5.1)	227 [1,362]	84 [504]	16 [96]	327 [1,962]	166 [996]	90 [540]	30 [180]	286 [1,716]
26~30 (H 3.5.2~H 8.5.1)	233 [1,398]	96 [576]	17 [102]	346 [2,076]	215 [1,290]	120 [720]	38 [228]	373 [2,238]
31~35 (S61.5.2~H 3.5.1)	292 [1,752]	126 [756]	19 [114]	437 [2,622]	313 [1,878]	174 [1,044]	54 [324]	541 [3,246]
36~40 (S56.5.2~S61.5.1)	401 [2,406]	162 [972]	24 [144]	587 [3,522]	468 [2,808]	264 [1,584]	73 [438]	805 [4,830]

10万円プラン 月額約10万円を2年間受け取る 保険金額(年金原資)240万円

年齢(歳)*	男性(円)				女性(円)			
	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計保険料	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計保険料
16~20 (H13.5.2~H18.5.1)	332 [1,992]	156 [936]	32 [192]	520 [3,120]	272 [1,632]	156 [936]	36 [216]	464 [2,784]
21~25 (H 8.5.2~H13.5.1)	454 [2,724]	168 [1,008]	32 [192]	654 [3,924]	332 [1,992]	180 [1,080]	60 [360]	572 [3,432]
26~30 (H 3.5.2~H 8.5.1)	466 [2,796]	192 [1,152]	34 [204]	692 [4,152]	430 [2,580]	240 [1,440]	76 [456]	746 [4,476]
31~35 (S61.5.2~H 3.5.1)	584 [3,504]	252 [1,512]	38 [228]	874 [5,244]	626 [3,756]	348 [2,088]	108 [648]	1,082 [6,492]
36~40 (S56.5.2~S61.5.1)	802 [4,812]	324 [1,944]	48 [288]	1,174 [7,044]	936 [5,616]	528 [3,168]	146 [876]	1,610 [9,660]

15万円プラン 月額約15万円を2年間受け取る 保険金額(年金原資)360万円

年齢(歳)*	男性(円)				女性(円)			
	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計保険料	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計保険料
16~20 (H13.5.2~H18.5.1)	498 [2,988]	234 [1,404]	48 [288]	780 [4,680]	408 [2,448]	234 [1,404]	54 [324]	696 [4,176]
21~25 (H 8.5.2~H13.5.1)	681 [4,086]	252 [1,512]	48 [288]	981 [5,886]	498 [2,988]	270 [1,620]	90 [540]	858 [5,148]
26~30 (H 3.5.2~H 8.5.1)	699 [4,194]	288 [1,728]	51 [306]	1,038 [6,228]	645 [3,870]	360 [2,160]	114 [684]	1,119 [6,714]
31~35 (S61.5.2~H 3.5.1)	876 [5,256]	378 [2,268]	57 [342]	1,311 [7,866]	939 [5,634]	522 [3,132]	162 [972]	1,623 [9,738]
36~40 (S56.5.2~S61.5.1)	1,203 [7,218]	486 [2,916]	72 [432]	1,761 [10,566]	1,404 [8,424]	792 [4,752]	219 [1,314]	2,415 [14,490]

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
(例) 保険年齢40歳=令和3年11月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで
※この制度の保険料は年単位の契約当日ごとの主契約の総保険金額により割引が適用される場合があります。
記載の保険料は主契約の総保険金額300億円以上の場合の保険料です。したがって、実際の主契約の総保険金額が異なれば、保険料も異なる場合があります。その場合は年単位の契約当日より正規保険料を適用します。
※記載の保険料等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の保険料等はご加入(増額)および更新時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により保険料等も改定されることがあります。
※加入日(※)以後に発生した不慮の事故による傷害により180日以内に「ご契約のしおり 約款」に定める身体障害の状態になられたときは、その後の保険料のお払込みを免除し、保険料が引き続き払い込まれたものとしてお取り扱いします。
(※) 保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。